

# 佐保会大阪支部内規

## I 総 則

- A 当支部は本部との連絡を密にして、その事業に協力し、会員の親睦・扶助や社会的活動の進展につとめる。
- B 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - 1. 本部からの通報の伝達
  - 2. 本部事業の助成
  - 3. 講習会・研究会等支部独自の事業活動
  - 4. その他必要とみとめられる事項

## II 支 部 会 員

- A 大阪府在住、大阪府に在職する佐保会員で構成する。  
但し他府県在住者で本人が大阪支部に属する事を希望する場合はこれをみとめる。
- B 支部会員は会費として毎年度会費を納める。
  - 1. 本部会費は支部を経て納める。
  - 2. 支部会費の額は総会で定める。
- C 他府県へ転出又は他府県より転入した場合は、1ヶ月以内に支部長まで届出ること。

## III 役 員

- A 当支部には次の役員をおく。
  - 1. 支 部 長 1名
  - 2. 副支部長 3名
  - 3. 一般社団法人佐保会関係  
(監事1名・理事2名・代議員 若干名) 但し監事は近府県当番制
  - 4. 支部役員(会計監査・会計係・庶務係・会報係・研修係 各若干名)
  - 5. 年次学部科代表 若干名
- B 支部役員の任期は1ヶ年とする。但し再選は妨げない。
- C 役員は定例総会で会員の互選によって決定する。
- D 役員会の議決を経て顧問をおくことができる。

## IV 会 議

- A 総 会
  - 1. 定例総会は毎年8・9月の間に開催し、次の事をする。  
会務報告・決算承認・事業計画・予算審議・役員選挙・内規の変更・その他会員から提出の事項の審議
  - 2. 臨時総会は役員会で必要とみとめたとき開催する。
- B 役 員 会  
定例は年3回、また必要によって臨時に支部長が召集し、諸事業を企画し執行する。

## V 会 計

- A 当支部の資産は会員の会費及び寄付からなる。
- B 当支部の資産は会計係が管理する。
- C 年度末の決算の結果、剰余金を生じたときは翌年度収入に繰り入れる。
- D 会計年度は6月に始まり、翌年5月に終る。